

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号へお問い合わせください。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

ペット講習会のお知らせ

犬の飼い主のみなさん、犬のしつけに困ったことはありませんか？

青森県下北支部獣医師会では、講師を迎え愛犬との信頼を深めるためのしつけ方の講習会を開催します。これから犬を飼いたいと思っている方も参加できます。

講習会の参加を希望される方は青森県下北支部獣医師会へお問合せください。

＜日 時＞ 10月26日(土) 午後1時～午後3時(ティータイムあり)

＜場 所＞ プラザホテルむつ(むつ下北町2-46)

＜講 師＞ 獣医師 藤本 道志先生

＜演 題＞ 愛犬の問題行動を直してみよう！

＜参加費＞ 無 料

＜定 員＞ 60名(先着順)

＜申込方法＞ 10月21日(月)までに電話・FAX・メールにて申し込み

(FAX・メールで申し込みの場合は、氏名・住所・連絡先電話番号を必ず明記してください)

＜注 意＞ 机上講習になりますのでペット同伴はできません。未就学児の参加はご遠慮ください。

【お問合せ】青森県下北支部獣医師会 ☎23-6858
健康・福祉部門 担当：葛野

村県民税（3期）、固定資産税（3期）、介護保険料（3期）の納期は、

10月31日(木)です。忘れずに納入しましょう！

※諸事情により、納期ごとの支払いが困難な方は、分割による支払いも可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。